

赤磐市中長期財政見通し

(平成27年度～平成37年度)

平成28年3月

赤 磐 市

1 目的

(1) 中長期財政見通し（財政シミュレーション）

財政見通しとは、平成26年度の決算の特徴を踏まえ、今年度見通しや来年度の予算や地方財政制度を反映し、一定の条件を仮定して、普通会計の歳入、歳出、市債残高などを推計したものが財政見通しです。

中長期的な収支の推移を展望し、計画的な財政運営に役立てることを目的としています。

2 算定の方針

歳入については、税制改正の動向や地方財政計画をもとに算定します。

事業実施については、総合計画の実施計画の事業を見込み、行財政運営の簡素化等については、平成22年3月に策定した赤磐市行財政改革大綱の実施計画（H22～H26）を基本に、歳入確保策、歳出抑制策として掲げたもののうち、平成26年度までに実施済のものを財政見通しに織り込むものとします。また平成26年2月に策定した赤磐市財政健全化アクションプラン（実行期間H26～H28）の実施済み・実施予定の歳入歳出の効果額についても財政見通しに織り込みます。

3 推計の期間

平成27年度から平成37年度までの11年間とします。

4 会計単位

普通会計（一般会計、竜天オートキャンプ場特別会計を合わせたもの、ただし、平成26年度のみ土地取得特別会計が加わっています。）

5 算定の考え方

(1) 歳入

① 市税

現在の経済情勢、税制改正の動向を考慮して、税目ごとの積み上げにより推計しています。固定資産税は評価替えの影響を加味しています。市町村民税に生産年齢人口の1%減として推計しています。

② 地方譲与税

平成28年度は平成27年度の決算見込みより推計し、以降同額で推計しています。

③ 交付金

地方消費税交付金は、消費税率の引き上げに伴う増額を見込んでいます。

自動車取得税交付金は、平成26年度税制改正による減税、消費税10%引き上げ時の廃止を見込んでいます。

利子割交付金、配当割交付金等は、平成27年度決算見込みより推計し、以降同額で推計しています。

④ 地方特例交付金

平成27年度は決定額、平成28年度は国の予算案の対前年度+3.2%で見込み、以降同額で推計しています。

⑤ 地方交付税

平成27年度は県の指標を参考に、普通交付税と特別交付税を分けて推計しています。

・普通交付税 平成27年度からは合併算定替の縮減を見込んでいます。起債借入に伴う交付税算入分については、起債償還額の積み上げにより推計しています。

- ・特別交付税 交付税総額に対する交付割合が平成28年度から2年間で現行の6%から4%へ引き下げられると想定されることから、平成28年度と平成29年度は段階的に減額し推計しています。

⑥ 国・県支出金

扶助費分は、扶助費の推移に応じて推計、普通建設事業分は、事業別に積み上げた普通建設事業費の推移に応じて推計しています。

⑦ 繰入金

財政調整基金は歳入の不足分を取り崩すものとして推計しています。

⑧ 繰越金

決算剰余金を6億円に設定し、その2分の1を財政調整基金に積み立て、残額を繰越金に見込み、毎年3億円で推計しています。

⑨ 地方債

現行の地方財政制度をもとに、普通建設事業費に応じて推計しています。臨時財政対策債は、今後も継続するものとし、平成27年度から合併算定替の縮減を推計しています。合併特例事業債を発行限度額、約200億円のうち、おおむね85%を活用するものとして推計しています。

(2) 歳出

① 人件費

定員管理計画（平成23年度～平成27年度）を基礎に、退職者の再任用義務付けを想定し、支給見込額を推計しています。職員数は、今後の再任用制度に対応するため、できる限り計画数を上回らないよう新規採用の抑制で調整しています。

② 扶助費

平成27年度の社会福祉費は、平成26年度決算額に5%（全国知事会推計率）の伸率で推計しています。児童福祉費は、児童数の増減を見込んで推計をしています。

③ 公債費

平成26年度までの既発債・平成27年度以降の新発債の償還見込額で推計しています。

④ 物件費

平成27年度以降については、内閣府試算（H27.2.12）の平成27～30年度の4か年平均の1.6%で伸率を設定しています。

また、消費税は10%を見込んで推計しております。

⑤ 維持補修費

施設の老朽化による修繕の増加が見込まれますが、計画的に維持補修を進めるものとして推計しています。

⑥ 補助費等

一部事務組合負担金については、個別に推計し、各種団体への補助金は、平成27年度決算見込み額で推計しています。

- ⑦ 積立金
基金残高に応じた利子の見込額で推計しています。
- ⑧ 投資出資貸付金
岡山県広域水道企業団への出資金の予定額で推計しています。
- ⑨ 繰出金
介護保険特別会計は、高齢者・認定者の増加に伴う保険給付費などの増加を見込んでいます。
下水道事業特別会計については、下水道事業の起債償還額の増に伴う増額を見込み推計しています。
- ⑩ 普通建設事業費
想定しうる事業を概算で集計しております。合併特例事業債が終了する平成32年度以降は財政状況を勘案し事業費を抑制して毎年約7億円で推計しております。過去の実績から一般財源が増加しないよう事業費を抑制して推計しています。実際の事業実施については、個々の事業について投資的効果、維持管理費等を検証し、総合計画実施計画に計上のうえ、その時点の財政状況を勘案し実施することになります。

6 推計の結果

前記の推計方法により推計を行った結果は、次のとおりです。

(1) 歳入

財源の根幹となる市税は生産年齢人口の減少などにより減収が見込まれ、市町村合併に伴う特例算定（合併算定替）により加算されている普通交付税は平成27年度以降の縮減により段階的に減少します。このため、市が自由に使える経常一般財源等は減少しています。また、市の借金である地方債は、合併特例事業債の借入により平成31年度まで多額となりますが、合併特例事業債借入終了後は財政状況を勘案して借入を抑制しています。

また、市の貯金にあたる財政調整基金からの繰入（取り崩し）は、平成28年度から収入減を補うために繰入をしております。

【歳入】

(単位:百万円)

区 分	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度
1 地 方 税	4,755	4,704	4,675	4,690	4,607	4,609	4,630	4,593	4,605	4,627	4,542	4,554
市 町 村 民 税	2,157	2,114	2,063	2,046	2,042	2,039	2,036	2,032	2,029	2,026	2,015	2,011
固 定 資 産 税	2,209	2,212	2,212	2,242	2,163	2,168	2,193	2,159	2,174	2,199	2,125	2,140
そ の 他	389	379	400	401	402	402	402	402	402	402	403	403
2 地 方 譲 与 税	247	256	263	263	263	263	263	263	263	263	263	263
3 交 付 金	579	938	941	981	1,129	1,129	1,129	1,129	1,129	1,129	1,129	1,129
4 地 方 特 例 交 付 金 等	32	34	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33
5 地 方 交 付 税	7,217	7,023	6,840	6,607	6,410	5,981	5,774	5,612	5,724	5,779	5,790	5,601
普 通 交 付 税	6,605	6,415	6,364	6,226	6,029	5,600	5,393	5,231	5,344	5,399	5,409	5,220
特 別 交 付 税	612	608	476	381	381	381	381	381	381	381	381	381
6 分 担 金・負 担 金	327	447	333	326	325	325	323	324	324	324	324	324
7 使 用 料・手 数 料	271	263	261	246	245	244	244	245	245	245	245	245
8 国・県 支 出 金	3,268	3,106	3,050	3,305	3,010	3,016	2,974	3,082	3,130	3,165	3,196	3,235
経 常	2,480	2,635	2,590	2,615	2,613	2,637	2,653	2,663	2,712	2,746	2,778	2,816
臨 時	788	470	459	690	397	379	321	419	419	419	419	419
9 財 産 収 入	57	45	43	47	50	52	52	52	52	52	52	52
10 繰 入 金	491	18	741	684	634	1,019	803	1,192	1,202	1,037	956	943
財 政 調 整 基 金	0	0	359	682	632	867	801	1,191	1,201	1,035	954	942
減 債 基 金	21	0	191	0	0	0	0	0	0	0	0	0
そ の 他 特 定 目 的 基 金	450	13	192	1	1	151	1	1	1	1	1	1
他 会 計 繰 入 金	19	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
11 繰 越 金	411	422	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300
12 地 方 債	1,378	1,502	1,506	3,768	4,022	2,677	896	846	828	796	796	796
う ち 臨 時 財 政 対 策 債	841	772	756	754	752	751	750	746	746	746	746	746
う ち 合 併 特 例 債	393	237	360	2,500	2,500	1,140	0	0	0	0	0	0
13 そ の 他	589	167	141	134	134	134	134	134	134	134	133	133
歳 入 合 計	19,623	18,925	19,128	21,384	21,161	19,783	17,555	17,806	17,970	17,884	17,759	17,608
う ち 経 常 一 般 財 源 等	12,255	12,395	12,302	12,205	12,073	11,645	11,460	11,250	11,374	11,451	11,377	11,199

※平成26年度は決算額、平成27年度以降は推計見込み額です。数値は四捨五入により、端数誤差があります。

(2) 歳出

義務的経費のうち、人件費は定員管理計画（事務事業の整理などによる職員の計画的な配置）による削減を見込んでいます。制度的に義務づけられている扶助費は、高齢者福祉などに係る扶助費が高齢化に伴い増加していきませんが、平成30年度以降は少子化に伴う児童福祉費の減少により、若干の減少で推移する見込みとなっています。公債費は、平成29年度から31年度までは公共施設整備など投資的事業の抑制により削減を見込んでいますが、32年度から合併特例事業などの償還開始により上昇が見込まれます。

消費的経費のうち、物件費、維持補修費は計画的に事業を行うことを想定し、事業費の抑制を図っています。

物件費は消費税率の引き上げによる上昇を見込んでいます。平成28年度から4年ごとに市長・市議選挙を見込んでいます。

繰出金は、高齢化に伴う介護保険事業、後期高齢者医療特別会計への繰出増、下水道事業特別会計の起債償還財源としての繰出増を見込んでいます。

また、投資的経費は、合併特例事業等の実施により平成29年度から31年度まで高水準で推移しますが、以降は事業費を抑制したものととしています。

【歳出】

(単位:百万円)

区 分	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度
1 人 件 費	3,922	3,929	3,883	3,869	3,763	3,715	3,689	3,616	3,601	3,598	3,573	3,557
うち 職 員 給	2,585	2,568	2,553	2,479	2,446	2,424	2,374	2,363	2,359	2,341	2,326	2,306
2 扶 助 費	3,470	3,630	3,655	3,685	3,713	3,702	3,691	3,680	3,669	3,658	3,647	3,636
3 公 債 費	2,150	2,184	2,409	2,275	2,103	1,996	2,003	2,210	2,365	2,346	2,208	2,087
1～3義務的経費計	9,543	9,743	9,947	9,829	9,579	9,413	9,383	9,506	9,635	9,601	9,429	9,281
4 物 件 費	2,467	2,478	2,526	2,577	2,628	2,628	2,659	2,628	2,628	2,628	2,659	2,628
5 維持補修費	158	146	146	146	146	176	176	176	176	176	176	176
6 補 助 費 等	1,262	1,489	1,472	1,467	1,463	1,461	1,461	1,461	1,461	1,461	1,461	1,461
4～6消費的経費計	3,886	4,112	4,144	4,190	4,237	4,265	4,296	4,265	4,265	4,265	4,296	4,265
7 積 立 金	682	9	9	425	4	4	3	4	3	3	3	3
8 投資出資貸付金	11	20	16	5	435	2	2	2	2	2	2	2
9 繰 出 金	2,568	2,471	2,513	2,636	2,647	2,679	2,650	2,689	2,745	2,733	2,749	2,778
10 普通建設事業費	1,897	1,904	1,890	3,690	3,650	2,810	610	730	710	670	670	670
11 災害復旧事業費	43	67	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
10～11投資的経費計	1,940	1,971	1,900	3,700	3,660	2,820	620	740	720	680	680	680
歳 出 合 計	18,631	18,325	18,528	20,784	20,561	19,183	16,955	17,206	17,370	17,284	17,159	17,008
うち経常経費充当一般財源	11,571	11,756	11,709	11,991	12,043	11,926	11,901	11,922	12,100	12,131	12,051	11,854

※平成26年度は決算額、平成27年度以降は決算見込み額です。数値は四捨五入により、端数誤差があります。

(3) 収支

収支については、財政調整基金の繰入（取り崩し）又は繰出（積立て）による財源調整により、平成37年度まで歳入歳出差引額が6億円となります。

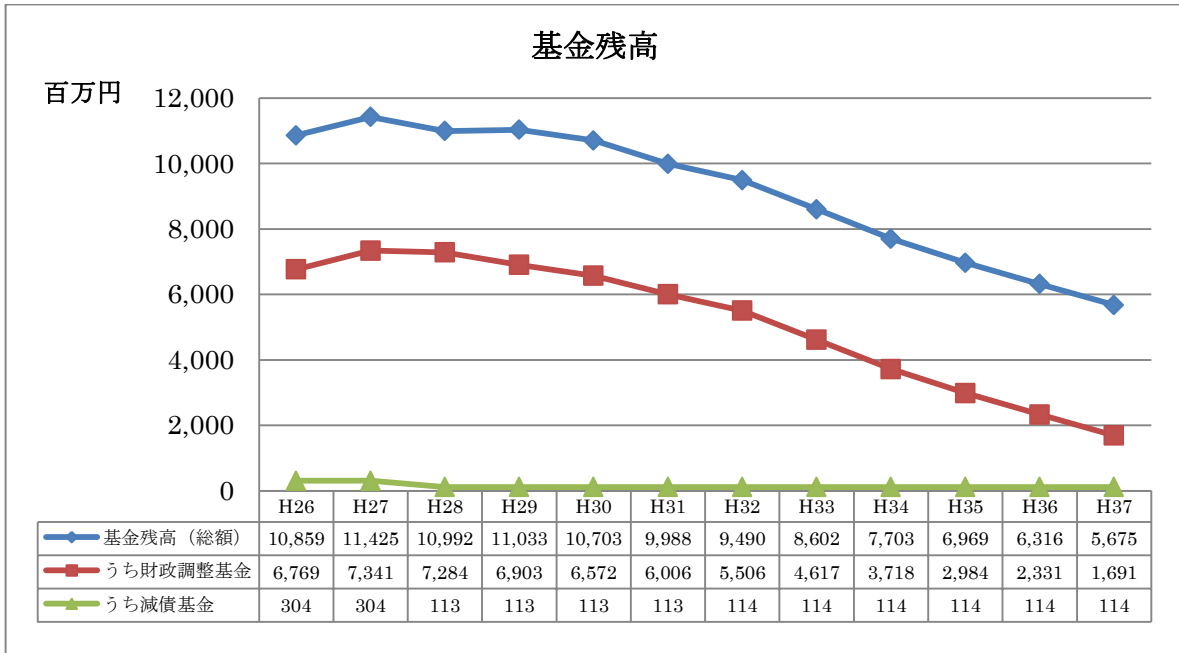
【収支】

(単位:百万円)

区 分	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度
歳入歳出差引額	993	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600
財源不足額累計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

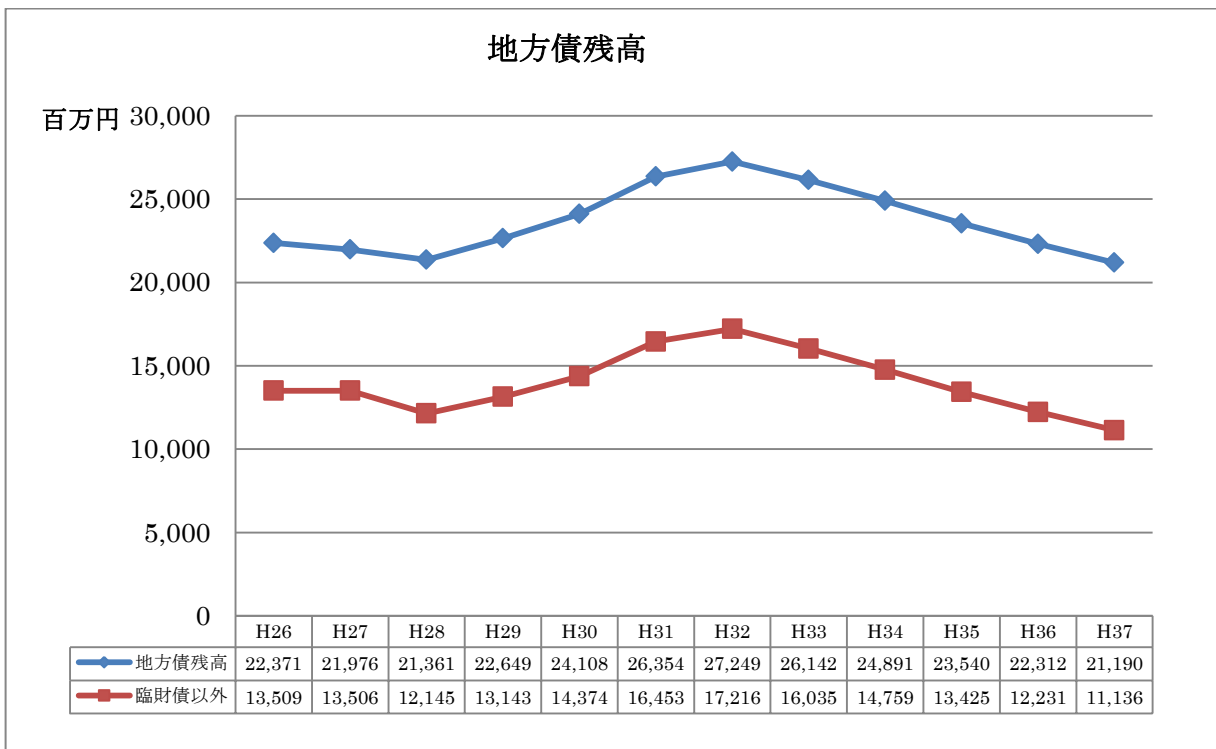
(4) 基金の状況

平成27年度からの普通交付税の合併算定替の縮減のため、現状の歳出規模を維持し続けると収支のバランスが崩れ、財源不足を財政調整基金からの繰入れで補っていくという状況になります。

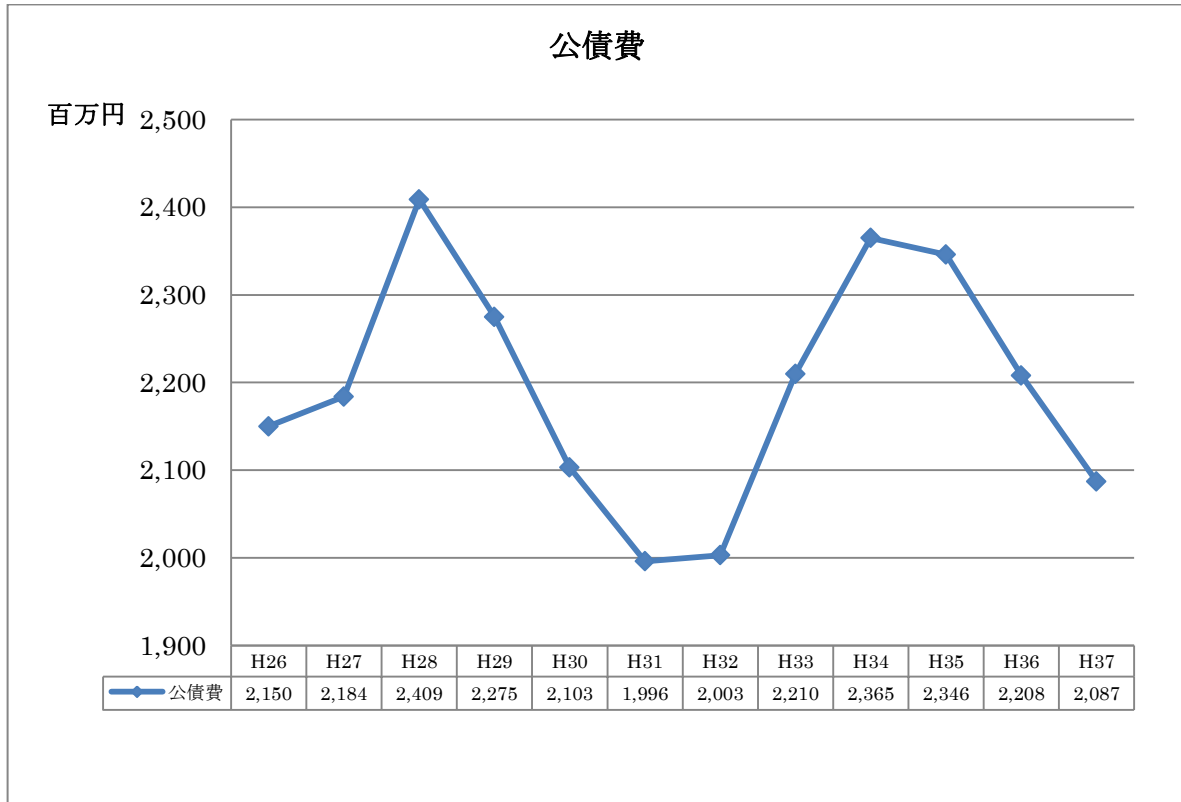


(5) 地方債残高・公債費の状況

地方債残高は、平成29～31年度に実施する合併特例事業の借入により平成32年度にピークを迎え、その後は投資的事業の抑制により減少していきます。

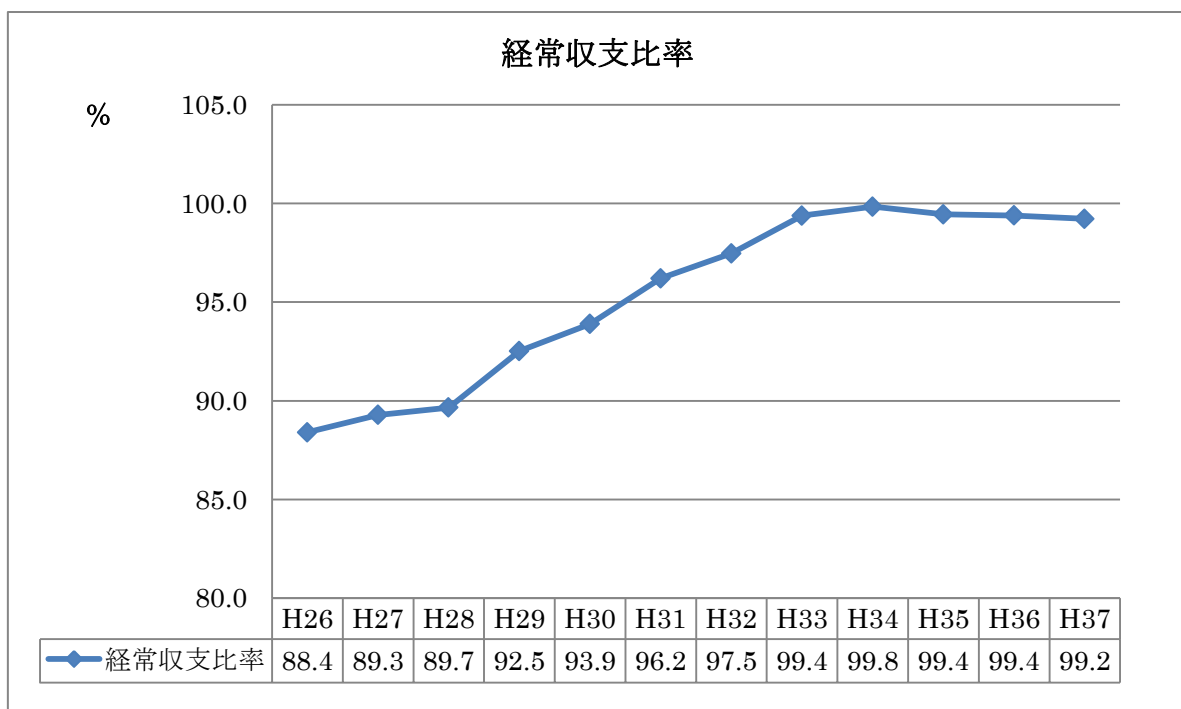


公債費は、合併特例事業の借入に対する元金の償還により平成28年度にピークが発生し、その後は投資的事業の抑制により徐々に減少していきますが、平成29年度から31年度にかけて実施する合併特例事業に伴う借入により平成32年度から34年度が上昇に転じ、その後は投資的事業の抑制により徐々に減少していきます。



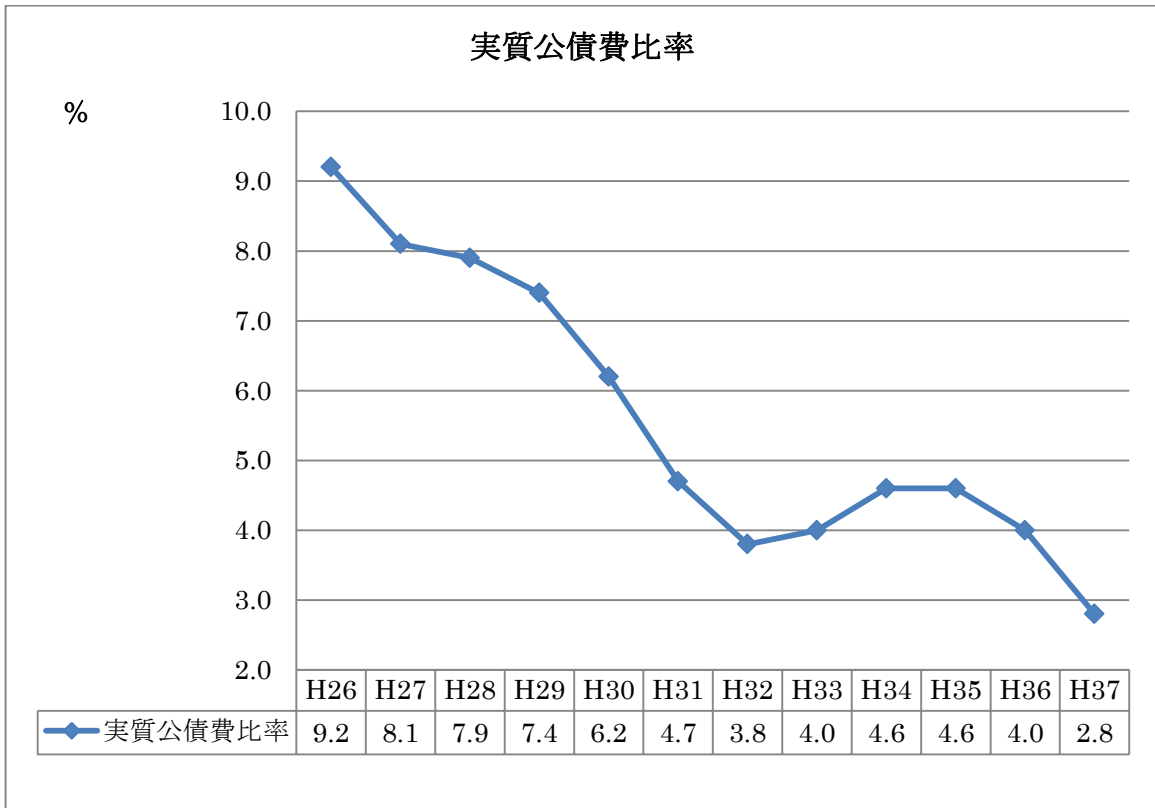
(6) 経常収支比率の状況

平成28年度までは90%以下で推移しますが、普通交付税の合併算定替の縮減により年々上昇し、平成31年度から95%を超え、財政の硬直化が進む状況が見込まれます。



(7) 実質公債費比率の状況

実質公債費比率は、平成26年度から償還金が減少するため平成32年度までは下がっていきませんが、平成29～31年度の合併特例事業債の借入に対する償還が増加し平成33年度からは、比率が上昇に転じる見込みです。



7 今後の課題

アクションプランの実行により、将来の財源不足に一定の改善が見込まれますが、普通交付税の縮減に耐えうるものとはなっていません。行政サービス水準を維持していくために、自主財源の確保・コスト削減などにより、財源不足を財政調整基金の繰入金で補うという財政構造を変える必要があります。

本市においては、少子高齢化の進行による生産年齢人口の減少や地価の下落などの税収に及ぼす課題に加え、歳出面では高齢者医療、介護保険などの社会保障費が増加するとともに、今後の合併特例事業実施に伴う起債の償還など義務的経費が高い水準で推移すると見込まれます。さらに、社会経済情勢や環境の変化などによる新たな行政需要にも的確に対応しなければなりません。

今後も財政健全化に向け、歳入・歳出両面に渡る一層の具体的方策を継続的に検討し取り組んでいきます。

行財政改革を推進するためには、市民の皆様のご理解とご協力が不可欠であると考えております。市民の皆様と情報の共有を図りながら、健全な財政基盤の確立に努めますのでよろしくお願いいたします。

用語解説

【歳入関係】

- ・ 市 税
市民税、固定資産税、軽自動車税など市の行政サービスの基本的財源です。
- ・ 地方譲与税
国税として徴収したものを、市に対して譲与するもので、地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税などがあります。
- ・ 交 付 金
利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、交通安全対策特別交付金で、国または県が徴収し市に交付されるものです。
- ・ 地方特例交付金
住宅ローン減税による個人市民税の減収額を補てんする交付金です。
- ・ 地方交付税
全国のどの市町村に住んでいても一定水準の行政サービスが受けられるよう、国税の一定割合を財源として、国が一定の基準により市町村に交付するもの。普通交付税と特別交付税があります。
普通交付税は、基準財政需要額が基準財政収入額を超える地方公共団体に対して、その差額（財源不足額）を基本として交付されます。
- ・ 地方債（市債）
学校や道路などを建設する場合のように多額の費用が必要なもののために、市が、政府・地方公共団体金融機構・銀行などから調達する長期的な借入金をいいます。
- ・ 合併特例事業債
合併市町村が、まちづくり推進のため市町村建設計画に基づいて行う事業や基金の積立てに要する経費について、合併年度及びこれに続く15か年度（注1）に限り、その財源として借り入れることができる地方債のことをいいます。
合併特例事業債によって充当できるのは、対象事業費のおおむね95%で、さらに元利償還金の70%が普通交付税の基準財政需要額に算入されます。
（注1）平成24年度の旧合併特例法の改正により5か年延長となり、本市では、新市建設計画の変更議決を得ることにより平成31年度までの借入が可能となります。
- ・ 臨時財政対策債
国から地方公共団体に分配する地方交付税が足りないため、その不足する金額の一部を、いったん地方公共団体で借金をしてまかなっておく地方債のことを指します。その元利償還金の100%が普通交付税の基準財政需要額に算入されます。
- ・ 経常一般財源等
毎年恒常的に収入される財源のうち、用途が特定されない一般財源をいいます。具体的には、地方税のうちの普通税や、普通交付税などをいいます。

【歳出関係】

- ・ 人 件 費
職員の給与や、非常勤特別職の報酬などの経費です。
- ・ 扶 助 費
生活保護法、児童福祉法、老人福祉法等に基づいて、被扶助者に対して生活を維持するために支出される経費です。
- ・ 公 債 費
市が借り入れた地方債に対する元金と利子の償還金などです。
- ・ 物 件 費
消費的性質を持つ経費で、賃金、光熱水費、通信運搬費、消耗品費などをいいます。

- ・ 維持補修費
市が管理する公共施設や道路などを維持するために支出される経費です。
- ・ 補助費
各種団体への補助金、一部事務組合への負担金、企業会計への補助金などです。
- ・ 繰出金
一般会計と特別会計または特別会計相互間において支出される経費で、介護保険法等の各個別法に基づき、制度的に一般会計からの負担が予定されているもの、地方公営企業法等に基づき、制度的に一般会計からの負担が予定されているもの、収支不足の補てんにより支出されるものに区分されます。
- ・ 普通建設事業費
道路、橋りょう、学校、庁舎など施設の新増築等に係る経費です。
- ・ 経常経費
毎年度連続して固定的に支出される経費で、おおまかにいえば、人件費、物件費、維持補修費、扶助費、補助費等及び公債費などです。
- ・ 義務的経費
歳出のうち、その支出が制度的に義務づけられ任意に削減することが困難な経費で、人件費、扶助費、公債費の三つをいいます。
- ・ 消費的経費
経費支出の効果が、当該支出年度又は極めて短期間で終わるものに支出される経費で、物件費、維持補修費、補助費等をいいます。
- ・ 投資的経費
支出の効果が資本形成に向けられ、施設等がストックとして将来に残るものを投資的経費といい、性質別分類では、普通建設事業費、災害復旧費などであり、義務的経費などとは区分されます。

【財政指標】

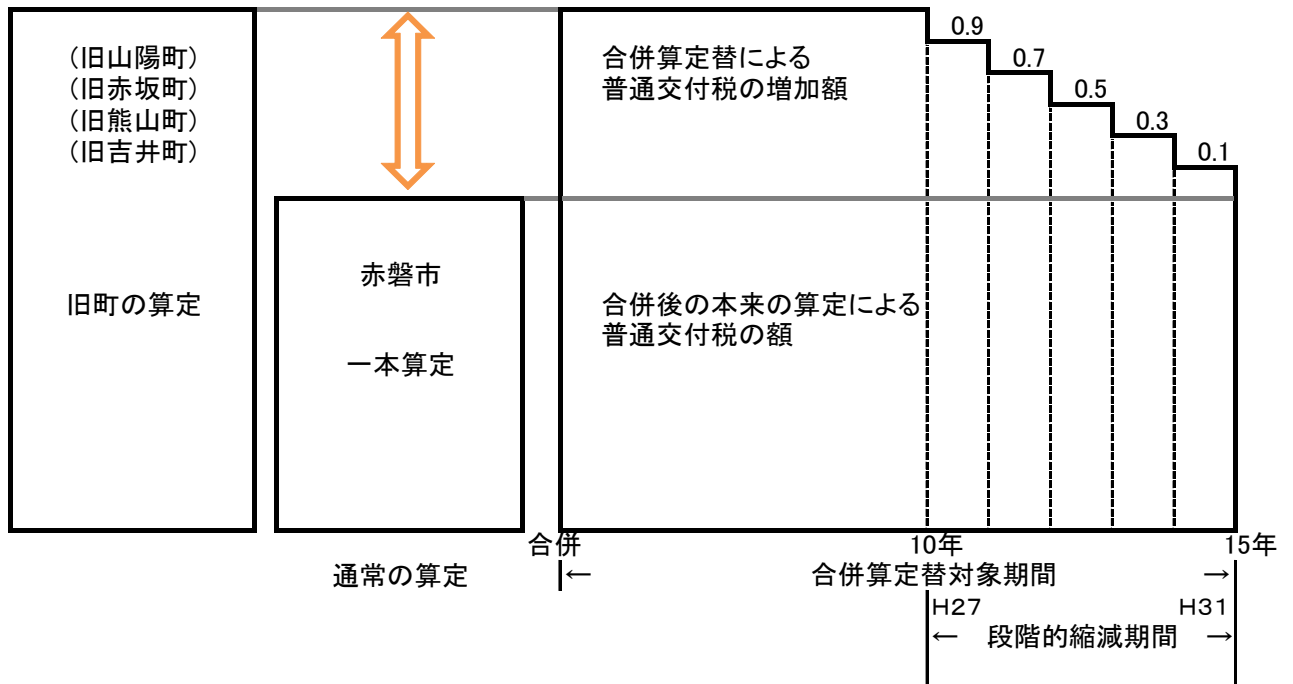
- ・ 経常収支比率
財政構造の弾力性を判断するための指標で、市税や普通交付税など毎年経常的に収入される一般財源（経常一般財源）が、人件費、扶助費、公債費などの毎年経常的に支出される経費にどの程度充当されているかという割合を示すものです。この比率が高くなるほど自治体の裁量で使える財源の余裕が少なくなることになります。
- ・ 実質公債費比率
一般会計等が負担する元利償還金等（※1）の、標準財政規模（※2）に対する比率であり、資金繰りの危険度を示すものです。
※1 市の借入金の返済額及び特別会計や市が加入する一部事務組合等の借入金のうち一般会計が負担する経費のこと。
※2 地方公共団体の標準的な状態で通常収入が見込まれる税収や普通交付税など一般財源の規模を示す数値です。

【その他】

- ・ 合併算定替
市町村合併による行政経費削減には、ある程度の期間が必要なため、その緩和措置として、合併後の一定期間において新市が算定した普通交付税額が、合併前の各市町村が別々に算定する場合の交付税額の合算額を下回らないようにする特例のことをいいます。この合併算定替により、合併後10年間は増加額の10割が保障され、その後6年間で段階的に縮減されます。
- ・ 財政調整基金
地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するために設けられる基金。

～ 参考 ～

1 合併算定替イメージ



○算定方法（旧合併特例法による合併）

合併算定替は、旧町算定の合計額と新市の赤磐市を算定し、有利な算定額が措置されます。適用期間は、合併年度及びこれに続く15か年度とされており、合併年度から10か年度について合併関係市町村が存続したものととして毎年度算定した普通交付税を全額保障し、その後6か年度で増加額が段階的に縮減されます。

※合併算定替は、合併市町村が合併後直ちに適正な財政構造を持つことは困難であることを考慮し、一定の期間に限り特例を認めるものであるため、この趣旨を踏まえ合併市町村は、その間に節減可能な経費はできるだけ節減しながら合併算定替終了後を視野に入れた財政基盤を確立することが必要です。